

III. 放送と人権等権利に関する委員会

1. 委員会の活動記録	33
2. 人権に関する苦情の対応状況	34
3. その他	38
4. 「委員会決定」事案名と判断内容	40

III. 放送と人権等権利に関する委員会

1. 委員会の活動記録

会合名	月 日	主な内容
第196回	2013年 4月16日	(4月1日付で、曾我部真裕委員が就任) ・決定 第48号「肺がん治療薬イレッサ報道への申立て」通知・公表(3月28日)の報告〔フジテレビ 見解:要望あり〕 ・決定 第49号「国家試験の元試験委員からの申立て」通知・公表(3月29日)の報告〔TBSテレビ 見解:要望あり〕 ・「大津いじめ事件報道に対する申立て」事案(フジテレビ)審理 ・「大阪市長選関連報道への申立て」事案(朝日放送)審理 ・審理要請案件「宗教団体会員からの申立て」(テレビ東京)審理入り決定
意見交換会 (首都圏)	4月16日	・首都圏の放送事業者との意見交換会。12社と民放連から合わせて25人出席。最近の「委員会決定」めぐり意見交換
第197回	5月21日	・「大津いじめ事件報道」ヒアリング、審理 ・「大阪市長選関連報道」審理 ・「宗教団体会員」審理
第198回	6月18日	・「大阪市長選関連報道」ヒアリング、審理 ・「大津いじめ事件報道」審理 ・「宗教団体会員」審理
第199回	7月16日	・「大津いじめ事件報道」審理 ・「大阪市長選関連報道」審理 ・「宗教団体会員」審理
「委員会決定」 通知・公表	8月9日	・決定 第50号「大津いじめ事件報道に対する申立て」の通知・公表〔見解:放送倫理上問題あり〕
第200回	8月20日	・「宗教団体会員」ヒアリング、審理 ・「大津いじめ事件報道」通知・公表の報告 ・「大阪市長選関連報道」審理
第201回	9月17日	・「宗教団体会員」審理 ・「大阪市長選関連報道」審理
「委員会決定」 通知・公表	10月1日	・決定 第51号「大阪市長選関連報道への申立て」通知・公表〔勧告:放送倫理上重大な問題あり〕
第202回	10月15日	・決定 第51号「大阪市長選関連報道」通知・公表の報告 ・「宗教団体会員」審理
意見交換会 (近畿地区)	10月29日	・近畿地区放送事業者との意見交換会を大阪で開催、10社77人が出席。曾我部委員が名誉毀損とその判例を報告、最近の「委員会決定」等めぐり意見交換

会合名	月日	主な内容
第203回	11月19日	・「宗教団体会員」審理 ・決定 第50号「大津いじめ事件報道」当該局の対応報告を了承
第204回	12月17日	・「宗教団体会員」審理
「委員会決定」 通知・公表	2014年 1月21日	・決定 第52号「宗教団体会員からの申立て」通知・公表〔見解・放送倫理上問題あり〕
第205回	1月21日	・決定 第52号「宗教団体会員」通知・公表の報告 ・決定 第51号「大阪市長選関連報道」当該局の対応報告を検討 ・匿名インタビューやモザイク処理映像について検討
意見交換会 (鹿児島)	1月30日	・鹿児島県内の放送事業者との意見交換会。6社52人が出席。最近の「委員会決定」、モザイク映像等めぐり意見交換
第206回	2月18日	・決定 第51号「大阪市長選関連報道」当該局の対応報告について、意見を付して公表を決定 ・「児童養護施設関連ドラマ」に対する申立ての検討 ・匿名インタビュー等について検討
第207回	3月18日	・「児童養護施設関連ドラマ」に対する申立ての検討 ・匿名インタビュー等について検討

2. 人権に関する苦情の対応状況

(1) 「苦情」「審理」「委員会決定」等の件数

	当事者からの 苦情（注）	仲介・斡旋 解決	審理事案	委員会決定
2013年度	14	0	3	3
委員会発足 からの累計 (1997年度～)	1572	71	48	52

(注) 当事者からの苦情=本人またはその直接の関係人からの人権関連の苦情。

(2) 「委員会決定」事案

2013年度に「委員会決定」を通知・公表した事案は、以下の3件である。

○委員会決定 第50号「大津いじめ事件報道に対する申立て」

[フジテレビ 見解：放送倫理上問題あり]

フジテレビが2012年7月5日と6日の『スーパーニュース』でいじめ事件を報道した際、加害者として民事訴訟を起こされている少年の実名部分がモザイク処理されていない映像が流れ、名前が読み取れる静止画像がインターネット上に流出したとして、少年と母親がプライバシー侵害を訴えた事案。委員会は、「新しいメディア状況を考慮したとき、静止画像にすれば氏名が判読できる映像を放送した点で、本件放送は人権への適切な配慮を欠き、放送倫理上問題がある」と

判断した。

申立人 少年とその母親

被申立人 株式会社フジテレビジョン

苦情の対象となった番組

『スーパーニュース』(月一金 午後4時50分~5時54分)

放送日時

2012年7月5日(木)午後4時53分00秒頃~5時03分24秒頃

2012年7月6日(金)午後5時27分28秒頃~5時37分29秒頃

【決定の概要】

フジテレビは2012年7月5日と6日の『スーパーニュース』内で各1回、大津市の中学生いじめ事件の報道に際して、加害者として民事訴訟を起こされている少年の氏名を含む映像を放送した(以下、本件放送という)。委員会は少年と少年の母親(以下、申立人という)から本件放送によってプライバシーを侵害されたなどの申立てを受けて審理し、決定に至った。決定の概要は以下の通りである。

本件放送のうち少年の氏名を含む映像は、5日分が1秒未満、6日分が2秒弱と短く、画像内の氏名部分も微小で、通常のテレビ視聴形態では、氏名は判読できない。したがって、このテレビ映像に限れば、プライバシー侵害は生じていない。しかし、テレビ映像を録画した静止画像では少年の氏名を判読できる。これがインターネット上に流出した。この静止画像が申立人のプライバシーを侵害していることは明らかである。

テレビ映像を録画してインターネット上にアップロードする行為は著作権法に違反する。したがって、フジテレビに静止画像によるプライバシー侵害の責任は問えない。だが、録画機能の高度化やインターネット上に静止画像がアップロードされるといった新しいメディア状況を考慮したとき、静止画像にすれば氏名が判読できる映像を放送した点で、本件放送は人権への適切な配慮を欠き、放送倫理上問題がある。

この放送倫理上の問題はモザイク処理のない映像素材を使ったミスの結果である。委員会は、個人情報を含む等取り扱いに十分な配慮が必要な素材に関する十全な管理体制を整備するとともに人権意識の涵養に努め、こうしたミスがふたたび起きないようにすることをフジテレビに要望する。この点で、本件放送は少年の個人情報にかかわるものであり、少年法の趣旨に即して特段の配慮が必要だったことも付記する。

○委員会決定 第51号「大阪市長選関連報道への申立て」

〔朝日放送 勧告：放送倫理上重大な問題あり〕

朝日放送が2012年2月6日に放送した『ABCニュース』について、大阪交通労働組合が事実と異なる報道によって名誉や信用を毀損されたと申し立てた事案。独自に入手したリストに基づく「スクープ」として報道されたが、リストは内部告発者がねつ造したものだった。委員会は、疑惑を真実であるかのように断定的に報じ、申立人側への取材もないまま放送されたなどとして、放送倫理上重大な問題があると判断し、再発防止に努めるよう勧告した。

申立人 大阪交通労働組合

山崎 晃一

被申立人 朝日放送株式会社

苦情の対象となった番組

『ABCニュース』(月～金 午前11時35分～42分)

放送日時 2012年2月6日(月)の上記番組内の1分37秒のニュース

【決定の概要】

1. 朝日放送は、2012年2月6日の『ABCニュース』で、「大阪市交通局の労働組合が、去年の大阪市長選挙で『現職市長の支援に協力しなければ、不利益がある』と、職員を脅すように指示していた疑いが、独自の取材で明らかになりました」とのリードのニュースを「スクープ」として放送した。ニュースでは、「朝日放送が独自に入手した紹介カードの回収リスト」を映像で示し、内部告発者が、「やくざと言ってもいいくらいの団体だと思っています」と匿名映像で語っている。

2. 本件の申立て人は、大阪交通労働組合という団体である。このため、委員会は、個人による申立てを原則とする本委員会運営規則に照らし、審理入りの是非について検討した。その結果、労働組合が個々の労働者の権利・利益の確保を主眼とする、各労働者の集合としての性格が強い団体であること、また、本件放送は、組合及び組合員個人らの信用や名誉・名誉感情等の権利利益に対して深刻な影響を及ぼすおそれがある内容を含むものであることから、当委員会の過去の判断をふまえ、本件申立てについては救済を検討する必要性が高く、委員会において権利侵害や放送倫理上の問題の有無について審理することが相当であると判断した。

3. 本件放送による権利侵害の有無について、委員会は次のように判断した。

本件放送の内容について、朝日放送は、申立て人が選挙への協力を強要したとの「疑惑」あるいはこの疑惑を追及する市議会議員の活動を報じるものであると主張する。しかし、協力を強要する文書が書かれた「回収リスト」について断定的に報じ、放送冒頭で「朝日放送のスクープです」と強調するなど、一般的な視聴者からすれば、本件報道は、申立て人が非協力的な組合員を威圧し、選挙への協力を強要し、内部告発者が発した「やくざと言ってもいいくらいの団体だと思っています」とのコメントを伝えるものと受け止めよう。

本件放送は、申立て人の社会的信用・評価を低下させるものである。本件放送には、公共性、公益性は認められるが、主要な部分において真実ではなく、また、放送の時点で真実であると考えたことについて相当の理由も認められない。すなわち、本件放送で報じられた「非協力的な組合員がいた場合は、今後、不利益になることを本人に伝える」との指示が書かれた回収リストは、ねつ造されたものであった。また、報道にあたって申立て人に対する取材を行っておらず、取材を行わなかったことの理由も薄弱である。

その一方、回収リストの真偽については、朝日放送もその後の報道においてねつ造であることを報じている。本件放送によってもたらされた申立て人の社会的評価の低下は、一定程度、回復されないとみることもできる。

4. しかしながら、本件放送には、放送倫理上の重大な問題がある。本件放送は、「スクープ」として疑惑を真実であるかのように断定的に報じ、さらに「やくざ」という強い表現で論評を行ったものである。そして、すでに述べたように、それは申立て人への取材もないままに行われた。本件放送は、「報道は、事実を客観的かつ正確、公平に伝え、真実に迫るために最善の努力を傾けなけ

ればならない」という放送倫理基本綱領（NHK・民放連）に違背し、正確・公正な報道を求める「日本民間放送連盟 報道指針」の「2 報道姿勢」に反するものである。

委員会は、朝日放送に対し、本決定の主旨を放送するとともに、スクープ報道における取材や表現のあり方、主要な事実が真実に反すると判明した場合の対応について社内で検討し、再発防止に努めるよう勧告する

○委員会決定 第52号「宗教団体会員からの申立て」

[テレビ東京 見解：放送倫理上問題あり]

テレビ東京が2012年12月30日に放送した報道番組『あの声が聞こえる～麻原回帰するオウム～』に対し、在家信者として紹介された男性がプライバシー等の侵害を申し立てた事案。委員会は、本件放送の公共性・公益性を高く評価しながらも、申立人と特定しうる状況の下で、カウンセリングの隠し録音や両親宛ての私信の文面を放送したことは、「申立人の承諾なく私生活の領域に深く立ち入るものであり、申立人のプライバシーへの十分な配慮があるとは言えない」として放送倫理上問題があると判断した。

申立人 宗教団体会員の男性

被申立人 株式会社テレビ東京

苦情の対象となった番組

『あの声が聞こえる～麻原回帰するオウム～』

放送日時 2012年12月30日（日）午前1時25分～2時25分

【決定の概要】

テレビ東京は、2012年12月30日午前1時25分から午前2時25分まで、『あの声が聞こえる～麻原回帰するオウム～』と題する番組で、オウム真理教の後継団体であるアレフの活動状況と、新たにアレフの信者となった若者らの様子をローカル放送した。番組は、申立人をアレフの信者であると紹介しつつ、申立人の顔に一定のボカシをかけながら、申立人が特定の地方都市の国立大学を放送の年に卒業したこと、年齢や出身地方を説明し、その大学を想起させる大学の構内や学部名の入った門柱の映像、実家付近の駅周辺の映像、卒業式らしき場で友人たちと写る写真などを放送した。また、申立人が実家で、アレフ脱会のカウンセラーからカウンセリングを受け、思春期の悩み等から信仰に至ったことを話す状況をカウンセラーのみの了承のもとで隠し録音し、音声を変えたうえで放送し、さらに、申立人が両親に送った私信の映像を流しながら、信仰に対する考え方を書いた部分のナレーションによる朗読を挿入するなどした。

委員会は、申立人から本件放送によってプライバシー権などを侵害されたとの申立てを受けて審理し、「見解」に至った。決定の概要は以下の通りである。

委員会は、アレフの危険性についての疑惑などに関係する調査報道を行う本件放送の公共性・公益性を高く評価し、今、なぜ若者がアレフに入信するのかを明らかにすることを目的とした本件放送の申立人に関する部分についても同様に公共性・公益性を認めるものである。

しかし、本件放送においては、申立人の顔に一定のボカシをかけ、申立人の声を機械的処理により変換したものの、年齢、出身地方や出身国立大学のある都市の情報、出身大学を想起させる構内や学部名の入った門柱の映像、実家付近の駅周辺の映像、卒業式らしき場での友人と写った写真な

どの情報を放送の中で順次示した。このため、申立人を知る一定の者には、本件放送の対象が申立人であると特定できることとなっている。

このように本件放送の対象が申立人であると特定できる状況下で、申立人が脱会カウンセラーとの間で脱会に関するカウンセリングを受けている場を、カウンセラーのみの了承のもとで隠し録音して放送し、申立人が両親に宛てた手紙を両親から提供を受けて放映しながらその内容をナレーションで朗読して放送し、申立人の思春期の心情や信仰に至る経緯を語る部分を明らかにしたことは、申立人の承諾なく私生活の領域に深く立ち入るものであり、申立人のプライバシーへの十分な配慮があるとは言えない。この放送部分の内容がプライバシー権の侵害に至るものであるか否かについては委員の意見は一致しなかったが、この放送部分に放送倫理上の問題があることで委員の意見は一致した。

いかに本件放送部分に高い公共性・公益性が認められるといっても、申立人と特定しうる状況下において、カウンセリングを受ける場や、両親に宛てた私信などの申立人の私生活の領域に、申立人の承諾なく踏み込んだ放送を行うことは、申立人のプライバシーへの十分な配慮があるとは言えず、放送倫理上問題があると判断する。

委員会は、本件放送の公共性・公益性を高く評価するものであるが、本件放送部分は、その放送目的を追求するあまり、申立人のプライバシーに対する十分な配慮があるとは言えない結果となつたものであり、テレビ東京に本決定の主旨を放送するとともに、今後、プライバシーに配慮した放送を要望するものである。

(3) 仲介・斡旋解決した事例

2013年度に仲介・斡旋解決した事例はない。

(4) 審理対象外とした事例

2013年度に審理対象外とした事例はない。

なお、2014年1月に「児童養護施設関連ドラマ」に対する申立てがあり、翌2月の委員会から検討を重ねてきたが、5月の委員会で運営規則に照らして審理対象外とすることを決めた。

(5) 審理中の事例

2013年度末において審理中の事例はない。

3. その他

(1) 決定文等の改善

「委員会決定」をより多くの人に理解・活用してもらうため、様々な改善策について検討を重ね、2013年8月の「大津いじめ事件報道に対する申立て」事案の決定の通知・公表から実施した。

まず、決定文については、○分かりやすくコンパクトにする、○「決定の概要」を1ページ以内の枠囲みにまとめて冒頭部分に置く、○「放送内容の概要」と「申立人の主張と被申立人の答弁」は「委員会の判断」のあとに資料的に配置し、「委員会の判断」部分を中心に据える、以上3点を改善した。

公表にあたっては、記者会見前に事務局が決定文の「事案の内容と経緯」や「論点」「申立人の主張と被申立人の答弁」等を取材記者に説明して理解を促し、会見では委員長が直ちに「委員

会の判断」の説明に入ることができるようとした。

また、委員会の趣旨に照らし、事案審理のより迅速化に努め、審理入りしてから4回程度の審理で決定の通知・公表ができるようすることを今後の課題とした。

(2) 首都圏各局との「意見交換会」を開催

首都圏の放送事業者との意見交換会を2013年4月16日に千代田放送会館2階ホールで開催した。在京キー局との意見交換会はこれまで何回か開催しているが、今回はいわゆる首都圏の独立テレビ局にも出席を呼びかけ、合わせて12社と民放連から25人が出席し、委員会からは委員9人全員が出席した。最近の「委員会決定」のポイントや事件報道の公共性・公益性、「少数意見」の位置づけ等について2時間余にわたって活発に意見を交わした。

(3) 近畿地区「意見交換会」を大阪で開催

毎年度ブロック単位の意見交換会を開催しているが、2013年度は近畿地区の放送事業者との意見交換会を10月29日に大阪で開催した。近畿地区での開催は2006年以来7年ぶりで、10社77人が出席し、委員会からは三宅委員長ら9人の委員全員が出席した。前半では曾我部真裕委員が名誉毀損の判例を紹介しながら疑惑の報道について報告を行い、後半では「委員会決定」をめぐって意見を交わした。予定を上回る3時間20分にわたって議論をした。

(4) 県単位の「意見交換会」を鹿児島で開催

鹿児島県の加盟社との意見交換会を2014年1月30日に鹿児島市で開催した。県単位の意見交換会は前年度から始めたもので、現場スタッフが出席しやすいように夜7時半から開始し、民放5局とNHKから52人が出席した。委員会からは三宅委員長、奥委員長代行、小山委員が出席し、最近の「委員会決定」やモザイク映像等をテーマに、予定を超えて2時間近く意見を交わした。

(5) 匿名インタビューやモザイク処理映像について検討

テレビにおける匿名インタビュー、モザイク処理映像については、意見交換会などで安易な使用が指摘され、「大津いじめ事件報道に対する申立て」や「宗教団体会員からの申立て」の事案審理でもそのあり方が議論された。こうした状況をふまえ、委員会は取材・報道の自由の観点から顔出し映像が原則であることを確認し、テレビ局に適切な対応を促すため、1月の第205回委員会から議論を重ねている。在京局の社内ルール等もふまえ、取材・放送での留意点を示す委員長談話を出す方向で検討している。

(6) 委員の交代

2012年度末で退任した山田健太委員に代わって、2013年度から京都大学大学院法学研究科教授の曾我部真裕委員が就任した。また、事務局業務をサポートする非常勤の法律専門調査役が交代し2013年度から山田瞳弁護士に代わった。

4. 「委員会決定」事案名と判断内容

(2014. 1. 21 現在)

	事 案 名 (決定日)	対 象 局	決定No.	委 員 会 決 定	
1	サンディエゴ事件報道 (98. 3. 19)	N H K	1号	見解	問題なし
		T B S	2号	見解	放送倫理上問題あり
		テ レ ビ 朝 日	3号	見解	放送倫理上問題あり
		テ レ ビ 東 京	4号	見解	放送倫理上問題あり
2	幼稚園報道 (98. 10. 26)	N H K	5号	見解	放送倫理上問題あり
3	大学ラグビー部員 暴行容疑事件報道 (99. 3. 17)	日本テ レ ビ	6号	見解	放送倫理上問題あり (少数意見付記)
		T B S	7号	見解	問題なし
		フ ジ テ レ ビ	8号	見解	放送倫理上問題あり (少数意見付記)
		テ レ ビ 朝 日	9号	見解	放送倫理上問題あり (少数意見付記)
		テ レ ビ 東 京	10号	見解	問題なし
4	隣人トラブル報道 (99. 12. 22)	フ ジ テ レ ビ	11号	見解	放送倫理上問題あり (少数意見付記)
5	自動車ローン詐欺事件報道 (00. 10. 6)	伊 予 テ レ ビ	12号	勧告	人権侵害 (少数意見付記)
6	援助交際ビデオ関連報道 (01. 1. 30)	名 古 屋 テ レ ビ	13号	見解	放送倫理上問題あり (少数意見付記)
		テ レ ビ 愛 知	14号	見解	放送倫理上問題あり (少数意見付記)
		中 京 テ レ ビ	15号	見解	放送倫理上問題あり (少数意見付記)
7	インターネッスクール報道 (02. 1. 17)	日本テ レ ビ	16号	見解	放送倫理上問題あり (少数意見付記)
8	熊本・病院関係者死亡事故報道 (02. 3. 26)	テ レ ビ 朝 日	17号	勧告	人権侵害 (少数意見付記)
9	出演者比喩発言問題 (02. 9. 30)	テ レ ビ 朝 日	18号	見解	番組内、放送後の対応に問題あり (少数意見付記)
10	福井・産廃業者行政処分報道 (02. 12. 10)	N H K 福 井	19号	見解	問題なし
11	女性国際戦犯法廷・ 番組出演者の申立て (03. 3. 31)	N H K	20号	見解	放送倫理違反 (少数意見・補足意見付記)
12	山口県議選事前報道 (03. 12. 12)	テ レ ビ 山 口	21号	見解	放送倫理上問題あり (少数意見付記)

	事案名(決定日)	対象局	決定No.	委員会決定	
13	中学校教諭・懲戒処分 修正裁決報道 (04. 5. 14)	北海道 文化放送	22号	勧告	人権侵害 (少数意見付記)
14	国会・不規則発言編集問題 (04. 6. 4)	テレビ朝日	23号	勧告	人権侵害
15	警察官ストーカー被害者報道 (04. 12. 10)	名古屋テレビ	24号	見解	問題なし
16	産婦人科医院・行政指導報道 (05. 7. 28)	N H K 名古屋	25号	勧告	重大な放送倫理違反
17	喫茶店廃業報道 (05. 10. 18)	毎日放送	26号	見解	放送倫理違反
18	新ビジネス“うなづき屋”報道 (06. 1. 17)	テレビ東京	27号	見解	放送倫理違反
19	バラエティー番組における 人格権侵害の訴え (06. 3. 28)	関西テレビ	28号	勧告	人権侵害
20	若手政治家志望者からの訴え (06. 7. 26)	日本テレビ	29号	見解	迅速・丁寧な対応を要望
21	民主党代表選挙の論評問題 (06. 9. 13)	テレビ朝日	30号	見解	問題なし
22	エステ店医師法違反事件報道 (07. 6. 26)	日本テレビ	31号	見解	放送倫理違反
23	ラ・テ欄表記等に対する訴え (07. 6. 26)	テレビ朝日	32号	見解	適正なラ・テ欄表記を要望
24	広島ドッグパーク関連報道 (07. 8. 3)	朝日放送	33号	見解	問題なし
25	部落解放同盟大阪府連 幹部からの訴え (07. 11. 12)	毎日放送	34号	見解	表現のあり方等について要望
26	“グリーンピア南紀” 再生事業の報道 (07. 12. 4)	読売テレビ	35号	見解	問題なし
27	産廃不法投棄業者の隠し撮り報道 (08. 3. 18)	福島テレビ			審理入り後の和解成立により解決
28	高裁判決報道の公平・公正問題 (08. 6. 10)	N H K	36号	見解	放送倫理違反
29	群馬・行政書士会幹部不起訴報道 (08. 7. 1)	F M群馬	37号	見解	放送倫理違反
30	広島県知事選裏金疑惑報道 (08. 12. 3)	中国放送	38号	見解	ホームページでの当該報道の文字 情報は放送と同視せず(意見付記)

	事案名(決定日)	対象局	決定No.	委員会決定	
31	徳島・土地改良区横領事件報道 (09.3.30)	テレビ朝日	39号	勧告	重大な放送倫理違反 (補足意見・少数意見付記)
32	保育園イモ畑の行政代執行をめぐる訴え (09.8.7)	TBS	40号	勧告	重大な放送倫理違反 (意見付記)
33	割り箸事故・医療裁判判決報道 (09.10.30)	TBS	41号	勧告	重大な放送倫理違反
34	派遣法・登録型導入報道 (09.11.9)	テレビ朝日 朝日放送	42号	見解	構成・表現に関し配慮を求む
35	旅館再生リポート・女将の訴え (10.2.18)	フジテレビ			審理入り後の和解成立により解決
36	拉致被害者家族からの訴え (10.3.10)	テレビ朝日	43号	見解	放送倫理上問題あり (補足意見付記)
37	上田・隣人トラブル殺人事件報道 (10.8.5)	テレビ朝日	44号	見解	放送倫理上問題あり (意見付記)
38	機能訓練士からの訴え (10.9.16)	TBS	45号	見解	問題なし
39	大学病院教授からの訴え (11.2.8)	テレビ朝日 朝日放送	46号	見解	放送倫理上問題あり
40	ブランドバッグ販売をめぐる 輸入業者からの訴え (11.5.17)	TBS			審理入り後申立て取り下げ
41	南三陸町津波被災遺族からの 申立て (12.7.17)	NHK			審理入り後申立て取り下げ
42	ストローアート作家からの 申立て (12.8.21)	フジテレビ			審理入り後の和解成立により解決
43	無許可スナック摘発報道への 申立て (12.11.27)	テレビ神奈川	47号	勧告	放送倫理上重大な問題あり (補足意見・意見付記)
44	肺がん治療薬イレッサ報道への 申立て (13.3.28)	フジテレビ	48号	見解	要望あり (少数意見付記)
45	国家試験の元試験委員からの 申立て (13.3.29)	TBSテレビ	49号	見解	要望あり (少数意見付記)
46	大津いじめ事件報道に対する 申立て (13.8.9)	フジテレビ	50号	見解	放送倫理上問題あり
47	大阪市長選関連報道への 申立て (13.10.1)	朝日放送	51号	勧告	放送倫理上重大な問題あり
48	宗教団体会員からの 申立て (14.1.21)	テレビ東京	52号	見解	放送倫理上問題あり